広報　平成26年（2014年）９月１日号　特別版

かまくら

「子ども・子育て支援新制度」特集号

- どんな施設・事業があるの？何が変わるの？……2・3
- 新制度に関するQ＆A……4

みんなが、子育てしやすい国へ。
すくすくジャパン！
内閣府「子ども・子育て支援新制度」ロゴ

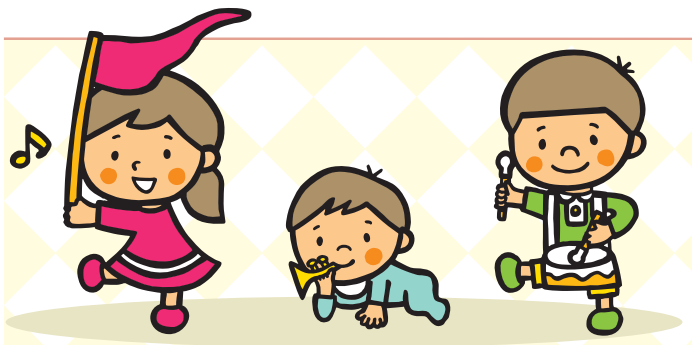

子育てしやすい鎌倉へ
「子ども・子育て支援新制度」が始まります！

すべての子どもたちが笑顔で成長していくために
すべての家庭が安心して子育てでき、育てる喜びを感じられるために
来年４月にスタートする予定の「子ども・子育て支援新制度」を特集します。

■「子ども・子育て支援新制度」とは

平成24年８月に、子ども・子育てをめぐるさまざまな課題を解決するために、「子ども・子育て関連３法（※）」が成立しました。

これらの法律に基づき、幼児期の教育や保育、地域の子育て支援を総合的に推進していく「子ども・子育て支援新制度」が早ければ27年４月にスタートします。これは、「子育てについての第一義的責任は保護者が持つ」という考え方をベースに子育てを社会全体で支えることを目指した制度で、市町村が中心となってさまざまな支援を推進するものです。

※子ども・子育て関連３法
①子ども・子育て支援法
②認定こども園法の一部を改正する法律
③関係法律の整備等に関する法律

■子育てをめぐる課題の解決に向けた取り組み

子ども・子育てをめぐっては、「急速な少子化の進行」「核家族化や高齢化、地域での人間関係の希薄化などによる子育ての孤立感や負担感の増加」「都市部を中心として保育所に入れない深刻な待機児童問題」といった現状と課題があります。

子ども・子育て支援新制度では、今までの制度を見直して、こうした課題の解決に取り組んでいきます。

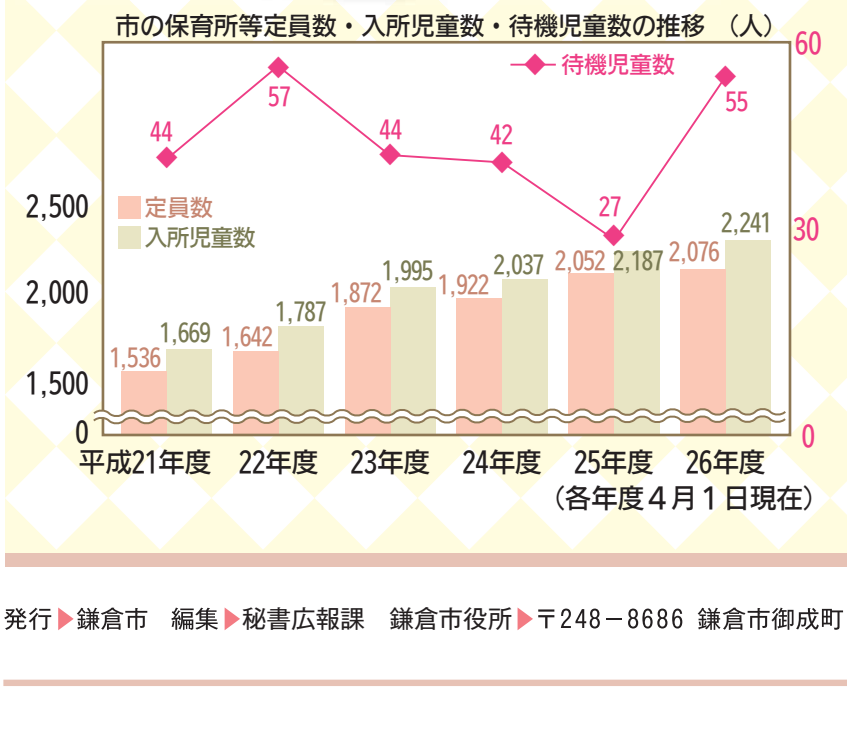

発行▶鎌倉市　編集▶秘書広報課　鎌倉市役所▶〒248－8686 鎌倉市御成町18番10号　☎0467(23)3000 FAX0467(23)8700

鎌倉市役所　検索

何が変わるの？

新制度に移行する幼稚園（※右下）や保育所、認定こども園などの利用に関わる次の３つのことが変わります。

1 給付の仕組み ー給付は利用者を経ず、直接施設にー

現行制度では、幼稚園や保育所、認定こども園などには、保護者が負担する保育料以外に、各施設の運営に必要な費用が国からも支給されています。これまでは、文部科学省と厚生労働省から分かれて支給されていましたが、新制度では内閣府からの給付に統一されます。

また、この給付などのために、消費税が10%になった際の増収分から、毎年7,000億円程度が充てられる予定です。確実に教育・保育に要する費用に充てるため、**新制度に移行する幼稚園や保育所、認定こども園に直接給付されます**。

2 利用者の手続き

新制度に移行する幼稚園や保育所、認定こども園などへの申し込みとは別に、**教育・保育の必要に応じた認定区分を決めるため、市への申請が必要になります**（手続きの方法は、利用する施設などにより異なります。後述の「手続きの流れ」をご確認ください）。

3 保育料

新制度に移行する幼稚園や保育所、認定こども園の保育料は、**所得などに応じて市が決めることになります**。なお、金額は今後国が決定する基準を上限とするため、現在のところ未定です。

利用手続きの流れはどうなるの？

認定区分の決定

新制度に移行する幼稚園や保育所、認定こども園などを利用する人は、教育・保育の必要に応じた認定を受ける必要があります。

３つの認定区分

１号認定　教育標準時間認定
お子さんが満３歳以上で、教育を希望する場合
【利用先】幼稚園、認定こども園

２号認定　満３歳以上・保育認定
お子さんが満３歳以上で、保護者の就労状況などにより施設などでの保育を必要とする場合
【利用先】保育所、認定こども園

３号認定　満３歳未満・保育認定
お子さんが満３歳未満で、保護者の就労状況などにより施設などでの保育を必要とする場合
【利用先】保育所、認定こども園、地域型保育

２号認定または３号認定を受ける人は…

●保育を必要とする事由　保護者の就労など、次のいずれかに該当することが必要です

- □ 就労（フルタイムのほか、パートタイム、自営業などの居宅内の労働など、基本的に全ての就労を含む）
- □ 妊娠、出産
- □ 保護者の疾病、障害
- □ 同居または長期入院などをしている親族の介護・看護
- □ 災害復旧
- □ 求職活動（起業準備を含む）
- □ 就学（職業訓練校などにおける職業訓練を含む）
- □ 虐待や夫婦間暴力などの恐れがあること
- □ 育児休業取得中に、すでに保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- □ その他

●保育の必要量に応じた区分

２号認定または３号認定を受ける人は、保護者の就労時間などの事由により、保育の必要量（保育を利用できる時間）が「保育標準時間」（11時間）と「保育短時間」（８時間）に区分されます。

手続きの流れ

１号認定　を受けて利用する施設

新制度に移行する幼稚園

認定こども園

▶すでに施設を利用している場合

1. 平成26年11月ごろ(予定)、施設から利用のための認定申請書が配布されます
2. 施設を通じて認定を申請します
3. 施設を通じて市から認定証が交付されます（１号認定）
4. 施設を継続して利用できます

▶今後新たに施設を利用する場合

1. 平成26年11月ごろ(予定)、施設に直接利用申し込みをします
2. 施設から入園の内定を受けます
3. 施設を通じて利用のための認定を申請します
4. 施設を通じて市から認定証が交付されます（１号認定）
5. 施設と利用の契約をします

２号認定・３号認定 を受けて利用する施設など

※地域型保育は３号認定のみ

保育所

認定こども園

地域型保育

▶すでに施設を利用している場合

1. 平成27年１月ごろ（予定）、施設から継続入所申込書と併せて保育の必要性の認定申請書が配布されます
2. 継続入所申し込みと同時に施設を通じて認定を申請します
3. 施設を通じて市から認定証が交付されます（２号・３号認定）
4. 施設を継続して利用できます

▶今後新たに施設などを利用する場合

1. 平成26年11月ごろ（予定）、市の窓口で入所申込書と併せて保育の必要性の認定申請書を受け取ります
2. 入所申し込みと同時に市の窓口で認定を申請します
3. 市から認定証が交付されます（２号・３号認定）
4. 利用調整で決定した施設などを利用します

（※）幼稚園について

幼稚園については、新制度に移行する園と、現行制度のまま継続する園があります。幼稚園が、平成27年度にどちらの園になるかは、園の意思が尊重され、10月ごろ各園の判断で決まります。

各幼稚園は、新制度の内容を踏まえて検討や判断をしますが、現在も制度の詳細については国で検討中となっていることが多くあります。現行制度のまま継続する園については、手続きと保育料の仕組みは今までと変わりません。

なお、27年度は現行制度のまま継続する園でも、28年度以降に新制度に移行する場合があります。

現行制度のまま継続する幼稚園の利用手続きの流れ
認定を受ける必要はありません

▶すでに幼稚園を利用している場合
新たな手続きは必要ありません。継続して幼稚園を利用できます。

▶今後新たに幼稚園を利用する場合

1. 26年11月ごろ（予定）、幼稚園に直接利用申し込みをします
2. 幼稚園からの入園の決定を受け、幼稚園を利用します

・保育料などは園により異なります
・現行制度のまま継続する園に通う場合、保護者の経済的負担を軽減する「私立幼稚園等就園奨励費補助金」の制度は今後も継続される予定です

新制度では、幼児期の教育や保育、地域のさまざまな子育ての「量の拡充」や「質の向上」を進めます。保育の場を増やし、待機児童を減らして、子育てしやすい・暮らしやすい社会にします。

どんな施設・事業があるの？

幼稚園

小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校

幼稚園教育要領に基づいた幼児期の教育を行います。

利用できる子どもの年齢　３～５歳
利用時間　昼過ぎごろまでの教育時間のほか、園により教育時間前後や園の休業中の教育活動（預かり保育）などを実施
利用できる保護者　制限なし

市内には23園あります（すべて私立）。

保育所

就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育や教育を行う施設

保育所保育指針に基づいた保育や教育を行います。

利用できる子どもの年齢　０～５歳
利用時間　夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施
利用できる保護者　就労などで家庭で保育のできない保護者

市内には認可保育所が24園(公立６園、私立18園）あります。

教育・保育

認定こども園

教育と保育を一体的に行う施設

幼稚園と保育所の機能や特長を併せ持つほか、認定こども園法に基づき、地域の子育て支援も行います。保護者の就労状況に関わりなく、教育・保育を一緒に受けられます。

利用できる子どもの年齢　利用時間　利用できる保護者
就労などで家庭で保育のできない保護者は保育所（右上）、そうでない保護者は幼稚園（上）の利用条件に従います

市内には３園あります（すべて私立）。

地域型保育

少人数の単位で０～２歳の子どもを預かる事業

新制度で設置！

待機児童の多い乳幼児を安心して預けられる場で、家庭的保育事業（保育ママ）、小規模保育事業などがあります。

利用できる子どもの年齢　０～２歳　利用時間　主に夕方までの保育
利用できる保護者　就労などで家庭で保育のできない保護者

現在、市内には家庭的保育事業が１カ所、認可外保育施設が４施設あります。新制度で市が認可する条件を整えます。

すべての子育て家庭のために、保護者のさまざまな状況や要望に応えた支援をしています。

地域の子ども・子育て支援

子育て支援センター・つどいの広場
（地域子育て支援拠点事業）

センターやつどいの広場では経験豊富な子育てアドバイザーがお待ちしています！

深沢子育て支援センター 神田さん

●親子の友だちづくりや相談に

主に０～３歳までの乳幼児と保護者が気軽に利用できる“ひろば”です。打ち解けた雰囲気で交流・遊び・情報交換などができます。センターは現在、鎌倉・深沢の２カ所（大船に今後設置予定）。つどいの広場は腰越・玉縄地域で定期開催。問こども相談課☎61－3751、こどもみらい課☎61－3891

こんにちは赤ちゃん事業
（乳児家庭全戸訪問事業）

●すべての赤ちゃんとお母さんへ

笑顔の子育て応援します！

生後４カ月までの乳児のいる全家庭を支援する事業です。赤ちゃんが生まれた家庭を助産師・保健師が訪問し、発育や育児に関する相談や情報提供などをします。問市民健康課☎61－3944

助産師・羽太さん（左）と前田さん

一時預かり事業

●一時的な保育の必要性に

保護者の用事や短期のパートタイム就労、病気・出産など、一時的に家庭での保育が難しくなったときに、保育所での一時保育を利用できます。問保育課☎61－3892

延長保育事業

●保育時間を柔軟に

保育所に子どもを預けている保護者の、就労などに必要な時間が長時間化する場合に、保育時間を延長できます。問保育課☎61－3892

ファミリーサポートセンター事業

●地域住民で支え合う

子育てや家事で手助けが欲しい人（依頼会員）を、近隣地域に住み、支援を行える人(支援会員）が助ける、有償ボランティア事業です。問こども相談課☎61－3896

保育所や幼稚園の送迎、その後のお預かりなど気軽にご相談ください

アドバイザー・湊さん

子どもの家
（学童保育・放課後児童クラブ）

●小学生の子を持つ働く保護者に

保護者が就労などで昼間、家にいない場合、放課後の適切な遊びや、生活の場を提供しています。問青少年課☎61－3886

宿題をしたり、友達と遊んだり。楽しい放課後づくりで子育て支援！

いわせ子どもの家指導員・田村さん

子ども・子育て支援新制度に関する Q&A

Q　新制度の支援を受けられるのは、フルタイムの共働き家庭だけですか？

A　いいえ。この制度は、すべての子育て家庭を支援する仕組みです。
家庭での子育ての支援として、用事などの際に利用できる一時預かりや、地域で気軽に子育ての相談や親子の交流ができる「地域子育て支援拠点」なども充実させていきます。
また、保護者がパートタイムなどで働く世帯でも、保育所などでの保育が受けやすくなるよう「保育の必要性」の認定の仕組みを導入します。

Q　認定こども園は、どこにあるのですか？

A　認定こども園は、市内に３カ所あります。アワーキッズ鎌倉（寺分）、アワーキッズ大船（大船）、鎌倉みどり学園（植木）です。
保護者が働いているかどうかに関わらず、利用できます。認定こども園が増える際には、市ホームページ（※）などでお知らせします。

Q　「認定区分」とは、何ですか？

A　保護者の就労状況や子どもの年齢などにより、３つに分けて認定する区分のことです。詳しくは本紙２面をご覧ください。
認定を受けたお子さんの分の給付費が、利用者にではなく、施設などに直接、運営に必要な費用として支払われます。

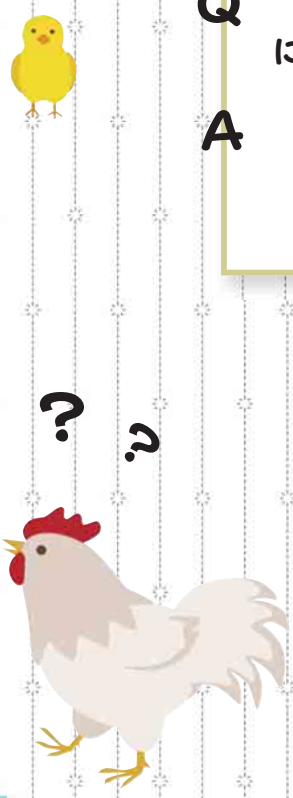

Q　どこの幼稚園が、「新制度に移行する幼稚園」になるのですか？

A　「新制度に移行する幼稚園」になるかどうかは、各園の意思が尊重され、10月ごろ各園の判断で決まります。
市ホームページ（※）などでお知らせする予定です。

Q　新制度に移行する幼稚園や保育所、認定こども園の保育料はどうなるのですか？

A　保育料は、所得などに応じて市が決めることになります。
今後、国が決定する基準を上限に決定するため、金額は未定です。決まり次第、市ホームページ（※）などでお知らせする予定です。

Q　学童保育（子どもの家）の改善が図られると聞きましたが、どうなるのですか？

A　新制度では、職員（指導員）の資格・人数、施設・設備、児童の集団の規模などについて、新たに基準を定めることとしています。

Q　２歳で卒園する小規模保育を利用した場合、３歳からはどこを利用できますか？

A　卒園後の通い先を確保するため、「連携施設」（認定こども園や幼稚園、保育所）を設定することとしています。地域の実情を踏まえ、連携施設に優先的な利用枠を設けて、０～２歳児を対象とする小規模保育や家庭的保育（保育ママ）では、利用者が引き続き保育を希望される場合の円滑な移行を図っていきます。

※市ホームページ（子ども・子育て支援新制度のページ）
http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/kodomokyoku/sinseido.html

子ども・子育て支援新制度に関する 市の取り組み

「鎌倉市子ども・子育て会議」の設置

市では「子ども・子育て支援法」に基づき、事業計画の策定など新制度の仕組みづくりについて内容を審議する「鎌倉市子ども・子育て会議」を昨年８月に設置しました。子育て中の保護者、子育て支援に携わる事業者、学識経験者などで構成されています。

市町村子ども・子育て支援事業計画の策定

新制度では、市町村が支援の実施主体として事業計画を策定し、支援を総合的・計画的に行うことになります。今後市では、昨年10月から11月に実施したニーズ調査の結果をはじめ、「鎌倉市子ども・子育て会議」委員や市民の意見を踏まえ、計画を策定します。

今後のスケジュール（予定）

平成26年11月	認定申請の受け付けスタート
11月～12月	子ども・子育て支援事業計画に関する意見募集
27年３月	子ども・子育て支援事業計画策定
４月	子ども・子育て支援新制度スタート

LINE@、始めます！

鎌倉市の公式LINE@（アット）アカウントで、子ども・子育て関連情報を発信していきます。
発信する情報は、市主催の子ども向けイベントや保育所入所手続きの案内、健康診査・相談などです。ぜひ「友だち」登録してください。

アカウント名	鎌倉市
ＬＩＮＥ　ＩＤ	@kamakurasukusuku
運用開始日	９月１日